

# 定 款

ワタミ株式会社

令和5年5月1日 改訂

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ワタミ株式会社と称し、英文では、WATAMI CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及びそれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理

- (1) 飲食店の経営及び飲食チェーン店の経営
- (2) 各種食料品、飲料水の販売
- (3) 食料品、酒類の輸出入並びに販売
- (4) 食品製造並びに水産加工品製造及び調味加工品製造
- (5) 飲食店の経営についての技術援助及び経営指導
- (6) 不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理業
- (7) 建築物の設計、監理並びに施工
- (8) 建築物における新築・改装に伴うCM業務
- (9) 損害保険代理業務及び生命保険募集に関する業務
- (10) 広告代理業
- (11) コンピューター並びに周辺機器の賃貸及び販売導入指導
- (12) 有料老人ホームの設置経営
- (13) 移動入浴受託業務
- (14) 在宅介護者に対する介護に関する指導業務
- (15) 高齢者在宅サービス事業
- (16) 介護用品、介護機器、健康機器の販売並びにリース業務
- (17) 医療、福祉に関する調査、研究
- (18) 飲食物を提供する施設の設置経営
- (19) 什器備品等の販売、賃貸並びにその斡旋
- (20) 介護ヘルパー養成スクールの経営
- (21) 介護保険法に基づく介護ヘルパーの派遣
- (22) 老人ホームの入居者の募集業務
- (23) 老人ホームへの有料職業紹介業務
- (24) 介護保険法の規定による居宅介護支援事業
- (25) 介護保険法の規定による訪問介護の居宅サービス事業
- (26) 介護保険法の規定による訪問入浴介護の居宅サービス事業
- (27) 介護保険法の規定による訪問看護の居宅サービス事業
- (28) 介護保険法の規定による訪問リハビリテーションの居宅サービス事業
- (29) 介護保険法の規定による居宅療養管理指導の居宅サービス事業
- (30) 介護保険法の規定による通所介護の居宅サービス事業
- (31) 介護保険法の規定による痴呆対応型共同生活介護の居宅サービス事業
- (32) 介護保険法の規定による特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業
- (33) 介護保険法の規定による介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業

- (34) 介護保険法の規定による福祉用具貸与の居宅サービス事業
- (35) 身体障害者福祉法に基づく居宅介護事業及びデイサービス事業
- (36) 知的障害者福祉法に基づく居宅介護事業及びデイサービス事業
- (37) 児童福祉法に基づく居宅介護事業及びデイサービス事業
- (38) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (39) 介護保険法の規定による介護予防支援事業
- (40) 介護保険法の規定による介護予防訪問介護の居宅サービス事業
- (41) 介護保険法の規定による介護予防訪問看護の居宅サービス事業
- (42) 介護保険法の規定による介護予防通所介護の居宅サービス事業
- (43) 介護保険法の規定による介護予防福祉用具貸与の居宅サービス事業
- (44) 介護保険法の規定による特定福祉用具販売の居宅サービス事業
- (45) 介護保険法の規定による介護予防特定福祉用具販売の居宅サービス事業
- (46) 医療事務代行業務
- (47) 医薬品、医薬部外品、化粧品及びそれらの原料の輸出入及び販売の業務
- (48) 医療用機械器具、医療用諸材料、介護用品、福祉用具の輸出入及び販売の業務
- (49) 日用雑貨、食品、果物、菓子類の輸出入及び販売
- (50) 医療機械、什器備品、電機製品等の賃貸の業務
- (51) 健康診断の受託斡旋の業務
- (52) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所の経営
- (53) 医療事務スタッフ派遣業務
- (54) ドクター採用派遣業務
- (55) 給食サービス業務
- (56) 病院メンテナンス・清掃サポート業務
- (57) 各種食料品の加工方法及び調理方法の企画、開発及びコンサルティング並びにセミナーの開催
- (58) 書籍・雑誌の企画、編集、出版、販売
- (59) 加盟店の品揃えの指導及びこれに伴う必要商品の仕入ルートの研究、開発、斡旋
- (60) 商品検査業務
- (61) 農産物の生産
- (62) 農作業の代行、請負、委託
- (63) 農産物の生産に関する調査、研究、開発、技術指導
- (64) 肥料、堆肥、飼料、農業資材の製造及び販売
- (65) 経営コンサルタント業務
- (66) 各種情報の収集及び提供に関する業務
- (67) 各種イベントの企画、制作
- (68) 新商品開発、企画、立案並びに販売、調査の受託
- (69) 地域産業に関する商品の企画、立案並びに販売、調査の受託
- (70) ダンススクールの経営
- (71) フラワーショップ及びフラワースクールの経営
- (72) フラワーショップ及びフラワースクールの技術援助及び経営指導
- (73) フランチャイズチェーンシステムによるフラワーショップの経営並びに代理店、加盟店の募集及び指導育成

- (74) 生花、草木類、観葉植物、造花、ドライフラワー、球根、種苗、園芸用品の輸入、販売、宅配並びにそれらのカタログ及びインターネットによる通信販売
  - (75) 日用雑貨品、書籍、絵画、美術、工芸品、食料品、雑誌の輸入、販売
  - (76) 花券、図書券等のギフト商品券の委託販売
  - (77) 工業所有権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権等の無体財産権の取得、売買、運用、保全、賃貸、仲介
  - (78) 土木工事、建築工事、機械器具設置工事、管工事の設計、施工、監理、請負
  - (79) 建物及び各種付属設備の保守、管理、清掃、消毒、警備の請負
  - (80) 厨房機器、電気照明器具、ガス器具、冷暖房設備機器、換気装置機器、給排水機器、給湯機器、計測器、計量器、消火機器等の住宅・店舗用設備機器並びにそれらの部品・付属品の販売
  - (81) 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、保管、処理、再生及びコンサルタント業
  - (82) 倉庫業
  - (83) 人材育成及び職業能力開発のための教育事業
  - (84) 洗浄剤、消臭剤、除菌剤、防かび剤、防虫剤、工業薬品、劇物、清掃用具、清掃用品、日用品雑貨の販売
  - (85) 省エネルギー・省資源・低公害化に関する総合コンサルタント業務
  - (86) 焼却炉、生ゴミ処理機、浄水器等の販売
  - (87) 陸・海・空複合運送の取次業、第一種利用運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、倉庫業、輸出入通関業、港湾荷役業
2. 前項各号及びそれに付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数)

第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、100,000,000株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。

普通株式 100,000,000株

第1種優先株式 50,000,000株

A種優先株式 120株

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の普通株式及び第1種優先株式の単元株式数は、それぞれ100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

- ② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式、並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条の1 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

## 第2章の2 優先株式

(第1種優先配当)

第13条の2 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する配当財産の額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率(100パーセントを下限とし、300パーセントを上限とする。)を乗じた額(小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。)の剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。以下「第1種優先配当」という。)を行う。ただし、第1種優先配当の計算の結果、算出された額が次項に定める第1種無配時優先配当の額に満たない場合、第1種優先配当の額は第1種無配時優先配当の額と同額とする。

- ② 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額に相当する配当財産(配当財産は金銭に限る。)による剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

- ③ 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。
- ④ 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

（第1種優先株主に対する残余財産の分配）

第13条の3 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は登録株式質権者に先立って、前条第3項に規定する不足額に相当する金銭を支払う。

- ② 当社は、前項に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、前項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して割り当てる残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

（議決権）

第13条の4 第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去2年間において、法令及び本定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に係る配当財産の交付が行われるまでの間は、この限りでない。

（種類株主総会）

第13条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- ② 第14条第1項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
- ③ 第15条、第16条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- ④ 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

（普通株式を対価とする取得条項）

第13条の6 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その

日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

- (1) 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
  - (2) 当社が発行する株式に係る株券を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者（その者の特別関係者を含む。）の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。）が50パーセント超となった場合 当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日
- ② 当社は、第1種優先株式を上場させている金融商品取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

（株式の分割、株式の併合等）

第13条の7 当社は、株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。

- ② 当社は株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。
- (1) 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。
  - (2) 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、株式の分割を行う種類の株式をもって株式無償割当てを行う。株式無償割当ては1株につき株式の分割と同一の割合で行う。
  - (3) 普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。
- ③ 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を付与するときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で付与する。
- ④ 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を付与するときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で付与する。
- ⑤ 当社は、新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主又は普通登録株式質



権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

- ⑥ 当社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- ⑦ 当社は、単元株式数について定款の変更を行うときは、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。
- ⑧ 本条各項の規定は、現に第1種優先株式を発行している場合に限り適用するものとする。

（その他の事項）

第13条の8 当社は、第13条の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。

### 第2章の3 A種優先株式

（A種優先配当金）

第13条の9 当社は、第13条の2及び第34条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）及び第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」といい、第1種優先株主と併せて「第1種優先株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0パーセントを乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、

当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第13条の10に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

- 2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。
- 3 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。

#### （A種期中優先配当金）

第13条の10 当会社は、第13条の2並びに第35条及び第36条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等及び第1種優先株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0パーセントを乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

#### （残余財産の分配）

第13条の11 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等及び第1種優先株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済

優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

- 2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする償還請求権）

第13条の12 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

- 2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

（基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 100,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

（控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

- 3 本条第 1 項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

- 第 1 3 条の 1 3 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議の過半数による決定に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式 1 株当たりの取得価額は、前条第 2 項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。
- なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

(議決権)

- 第 1 3 条の 1 4 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

- 第 1 3 条の 1 5 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(種類株主総会への準用)

- 第 1 3 条の 1 6 第 3 章の規定は、種類株主総会について準用する。

### 第 3 章 株主総会

(招集の時期及び場所)

- 第 1 4 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
- ② 株主総会は、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県のいずれかにおいて開催する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長又は取締役社長が招集する。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役会長又は取締役社長が議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取るものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する

株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### (任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### (取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### (報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利

益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任限定契約）

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集）

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（常勤の監査等委員）

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

## 第6章 会計監査人

（選任）

第30条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

（事業年度）

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第34条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期中配当金)

第36条 前二条のほか、当社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 期末配当金、中間配当金及び期中配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。